

定住促進・地域経済対策 平成28年度 住宅リフォーム補助制度

空き家活用住宅リフォーム促進事業補助制度

補助枠・予算	補助対象者要件	補助対象物件	補助金額
空き家リフォーム補助 500万円	以下①、②のいずれかに該当し、以下A～Cの全てに該当する個人 ①空き家バンクに登録している所有者 ②空き家バンクに登録された空き家を年度内に購入、または貸借し、リフォーム工事をする個人 A.3年以上当該物件に定住または店舗として事業を継続できる方 B.リフォームした物件に 年度内に転居・転入・開業 すること C.市税の滞納がない方	甲賀市空き家バンクに登録された空き家で、以下①、②の両方に該当する住宅 ①市内の住宅 ②賃借物件のリフォームの場合、所有者等と利用者間での賃貸借契約および改修承諾済みの物件 ※1	【補助率】 補助対象工事費の 50% 【限度額】 最大 40万円 の補助 ※廃材・家財道具処分費補助 該当時 最大 50万円 の補助

廃材・家財道具処分費補助
以下①、②のいずれかの条件を満たす場合、「空き家活用住宅リフォーム促進事業補助制度」を利用するリフォームの際に生じる廃材処分費・家財道具の処分費が**50%**補助(※)されます。
※最大**10万円**まで
【必須条件】 ①処分費用が5万円以上であること
②平成28年度中の処分費用であること
※家電リサイクル法に基づく処分費は除く

※1 過去に住宅リフォーム補助を受けた住宅は対象外

＜申込方法＞

所定の申込用紙に必要事項を記入・押印し、添付書類を添えて、申込期間内に商工政策課または各地域市民センター窓口へご提出ください。
※申込用紙は、市ホームページでダウンロードしていただくか、商工政策課、各地域市民センター窓口にご設置してあります。

＜共通条件＞

- 各補助制度を併用して申請することはできません。
- 補助枠毎の予算額を超えた場合、公開抽選を実施します。
- 補助金交付後、要件に満たないと判断した場合、補助金の返還を求められることがあります。

＜補助対象工事＞

以下①～③の全てに該当する工事

- 市内に本社がある業者（下請け業者含む）へ発注するリフォーム工事
- 平成28年4月1日～平成29年3月31日までに着手、かつ完了可能な工事
- 補助対象工事費が10万円以上
※他の制度の補助工事は対象外です。
※設備機器等の購入費、市外業者による工事費用、外構工事等補助対象外となる工事が有ります。

＜申込時添付書類＞

補助事業	世帯区分	添付書類
経済対策住宅リフォーム補助制度	子育て世帯	同居する中学生以下の子どもの保険証(写)および住民票等 ※妊娠中の場合、母子手帳の(写)
	高齢者世帯	同居する高齢者の保険証・運転免許証(写)および住民票等
	障がい者世帯	障害者手帳等(写) ※住所表記部分含む
	一般世帯	なし
三世帯同居・近居住宅リフォーム事業補助制度		住宅リフォーム補助「子育て世帯」と同様
空き家活用住宅リフォーム促進事業補助制度		空き家バンク物件登録完了通知書(写) ※事前に市役所政策推進課で登録してください。

甲賀市空き家バンクを開設します

空き家の有効活用と都市住民との交流、定住促進による地域の活性化を目的として、甲賀市空き家バンクを開設します。空き家バンクの詳細情報や登録については、市ホームページまたは政策推進課までお問い合わせください。

【政策推進課 ☎ 65-0671】

問い合わせ・申し込み

商工政策課 商工業振興係
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053
☎ 65-0709 / ☎ 63-4087
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

※制度内容一部改正

平成28年度の住宅リフォーム補助制度は、経済対策住宅リフォーム促進事業補助制度、三世帯同居・近居住宅リフォーム事業補助制度および空き家活用住宅リフォーム促進事業補助制度を実施し、定住促進と地域経済の活性化につなげます。

申込期間 4月1日(金)～5月31日(火) ※郵送の場合も5月31日(火)必着

※予算額に満たない場合は、期間後も継続して申し込みを受け付けます。

経済対策住宅リフォーム補助制度

世帯・予算枠	世帯区分	世帯要件	補助対象者要件	補助対象物件	補助金額
子育て世帯 500万円	子育て世帯	平成28年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯 ※妊娠中の場合も可	以下①～③の全てに該当する個人 ①リフォームした市内の住宅に 居住または年度内に転入・転居して居住 すること ②補助対象物件の所有者 ③市税等滞納のないこと ④過去に住宅リフォーム補助金を受けていないこと	所有者自身が居住する市内の住宅 ※1、2	【補助率】 補助対象工事費の 20% 【限度額】 最大 20万円 の補助 ※びわ湖材利用時 最大 25万円 の補助
福祉世帯 1500万円	高齢者世帯 障がい者世帯	平成28年4月1日現在、75歳以上の方(昭和16年4月2日以前に生まれた方)が居住・同居している世帯 障害者手帳等の交付を受けた方が居住・同居している世帯			【補助率】 補助対象工事費の 20% 【限度額】 最大 15万円 の補助 ※びわ湖材利用時 最大 20万円 の補助
一般世帯 1500万円	一般世帯	上記以外の世帯			

三世帯同居・近居住宅リフォーム事業補助制度

補助枠・予算	世帯要件	補助対象者要件	補助対象物件	補助金額
三世帯リフォーム補助 500万円	以下①、②の両方に該当する子育て世帯 ①平成28年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯 ※妊娠中の場合も可 ②平成28年4月1日を基準日として、同居または近居しようとする親(子の2親等以内の直系尊属)が1年以上継続して市内に居住している世帯	以下①～③の全てに該当する子育て世帯の父または母 ①リフォームした市内の住宅に 居住または年度内に転入・転居して居住 すること ②市税等滞納のないこと ③親および子育て世帯全員が、今年度、本補助制度以外に他の2制度の申請を行っていないこと	以下①、②のいずれかに該当し、以下A,Bの両方に該当する住宅 ①市外の子育て世帯が、親と同居または近居を目的に居住する住宅 ※3 ②市内の子育て世帯が、親と同居を目的に居住する住宅 A.市内の住宅 B.親、申請者またはその配偶者のいずれかの所有である住宅 ※1、2	【補助率】 補助対象工事費の 20% 【限度額】 最大 30万円 の補助 ※びわ湖材利用時 最大 35万円 の補助

※1 過去に住宅リフォーム補助を受けた住宅は対象外

※2 併用住宅については住居部分のみが補助対象

※3 近居：市内在住の親がいる子育て世帯が市内へ転入し、居住すること

びわ湖材使用で補助金が増額
滋賀県産木材である『びわ湖材』を床や壁等の仕上げ材として10㎡以上、または構造材として1㎡以上使用した場合、**限度額を5万円引き上げます。**
※使用するびわ湖材は、市内のびわ湖材取扱認定事業者登録業者が取り扱うものに限りま。